

## 11. 争点

a) 特許関連法（特に特許法 patent act(1970 年)と反トラスト規則）において、既存の法律は SEP や FRAND 条件での SEP の利用可能性に係る問題を解決するのに十分か？もし不十分であるならば、特許関連法を適切に改正することで問題を解決できると思うか？もし、改正で解決できるとするならば、どのような改正(変更)が必要だと思うか？

SEP 権者が FRAND 宣言済みの SEP に基づいて侵害訴訟を起こし、裁判所によって一方的仮差止が認められているように伺える事例がある（例えば、Ericsson VS 小米：シャオミ）。この事例では、裁判所の書類上は、FRAND 宣言済みの SEP の権利行使にも関わらず、被告人に抗弁の機会が無く一方的に仮差止が発動されている様に見える、このように極端に権利者に偏った運用がされるのであれば、既存の法律が不十分である可能性がある。

b) SEP が活用されるインドの通信分野や他の分野の標準化において、インド標準化団体の IPR ポリシーはどうあるべきと考えるか？

通信やネットワークなどのインフラ基盤、およびインターコネクティビティの分野に関する標準に関して言えば、標準化団体の IPR ポリシーは、各団体が IPR ポリシーを個別に策定するのではなく、国際的な枠組みのなかでポリシーの基本部分を共通化したうえで、各団体がこれに準拠して運用するという方法が望ましい。そして、その IPR ポリシーは、少なくとも標準化団体の IPR ポリシーや、FRAND 誓約が特許に付随して移転する項目を含むべきである。

c) インド政府は標準化団体の運営や業務に関するガイドラインを定める必要があると思うか？もし定める必要がある場合、ガイドラインがカバーする範囲は、標準化団体の業務に関するどの範囲が適切だと思うか？

原則的にはガイドラインは不要。

標準化団体はボランティアな活動や、参加メンバーの年会費などで成り立っており、活動形態も複雑で多岐にわたるため、政府が定めるガイドラインによって一律に管理することは好ましくない。

d) インド政府が、SEP のロイヤリティの決め方や FRAND 条件の定義についてガイドラインを定める必要があると思うか？もし政府が定める必要がないとした場合、ガイドラインを発行する機関はどこが適切で、FRAND 条件はどのようなものになると思うか？

原則的にはガイドラインは不要。

技術性質上また商業的な性質上、個別に具体的な事情を勘案すべきで、政府もしくはその他の機関でガイドラインを定めることは好ましくない。

e) 何をベースに **SEP** のロイヤリティの料率を決めるべきか？ **Smallest Saleable Patent Practicing Component (SSPPC)** 又は **Downstream Product** のネットプライスをベースにすべきか？それとも何かほかの条件をベースにするべきか。

**SSPPC** をベースにすべき。

f) たくさんの **SEP** が一つの製品に使われている場合、ロイヤリティの合計支払額にキャップを付けるべきか？もし付けるなら、この制限はインド政府またはその他の法定機関によって決められるべきか、それとも当事者間の決定に委ねられるべきか？

上限はあるべきだが、技術性質上また商業的な性質上、個別に具体的な事情を勘案すべきで当事者間で決めることが好ましい。

g) **NDA** を締結することが、支配的地位の濫用につながる、または **FRAND** 条件に反すると思うか？

**NDA** の締結それ自体が支配的地位の濫用または **FRAND** 条件に反することになるとは思わない。

h) **SEP**、特に **FRAND** 条件の決定に関する紛争を解決するための、適切な方法や救済はどのようなものだと思うか。 **SEP** または **FRAND** 条件での **SEP** 利用可能性に関する事件において、差止は適切な救済であると思うか。

インフラ技術（例えば、通信、ネットワーク）に関わる **SEP** についての紛争は、妥当な料率のロイヤリティを、ライセンスを受ける者が **SEP** 権者に支払うことにより解決されるべきである。そのようなケースについては、差止め請求はなじまない。

i) クロスライセンスの実務を透明性のあるものにするためにはどのようなステップをとればよいと思うか。ロイヤリティの料率を公平でリーズナブルなものにするために。

原則的にクロスライセンスは当事者間の交渉に委ねられるべきであり、そもそも透明性のあるものにする必要がない。

j) パテントプールの実務を透明性のあるものにするためにはどのようなステップをとればよいと思うか。ロイヤリティの料率を公平でリーズナブルなものにするために。

回答しない。

k) 特に特許の束（多数の特許）が一つのデバイスに使用されているとき、SEPだと宣言した特許が本当に標準必須特許かどうかを決めるにはどうすべきか。

回答しない。

l) SEP のための FRAND 条件を決めるために、独立した専門組織を設立し、その目的のための方法論を考え出す必要があるかどうか。

そのような組織を設立する必要はない。FRAND 条件については、当事者間で個別に交渉することが望ましい。

m) もし特定の SEP を侵害することなく、ある標準が存在する場合（つまり代替技術を用いている、又は当該特許がすでに無効である）、そのような SEP を外すためのプロセスはどうあるべきか。

質問の意味が不明である。代替技術があれば、そもそもその特許権は SEP ではないと思われる。